

## \* 年末調整相談日のご案内

商工会が税理士を招き「年末調整窓口相談」を下記の通り実施致します。

下記内容にて開催しますので是非ご利用下さい。また2月中旬から確定申告相談を実施しますので、是非ご利用ください。

実施日程	1月5日(水)・6日(木)・7日(金)・11日(火) 午前9時～午後4時
実施場所	大野町商工会館 2階 大研修室
必要書類	詳細については、同封の案内文書を参照下さい

## \* 専門家派遣事業のご案内

商工会では様々な課題を抱えている中小事業者の方々を対象に、専門技術や知識を持つ専門家（エキスパート）を事業者へ派遣し、具体的・実践的な指導を実施していきます。

### 【派遣事例】・3ヶ年の事業計画を策定したい

- ・工場内のカイゼンを実施したい
- ・自社ホームページを作成やSNSで自社の情報を発信したい
- ・ホームページなどのSEO対策について指導してほしい
- ・接客・接客に関するマナー研修を実施したい
- ・販売促進チラシのデザインを指導してほしい
- ・商品、製品デザインについて指導してほしい
- ・店舗デザイン、レイアウトについて指導してほしい
- ・創業に関する様々なことを指導してほしい
- ・特許や商標権について教えてほしい
- ・HPやSNSに掲載する自社商品の写真撮影について指導してほしい
- ・従業員や取引先とのトラブルについて相談したい
- ・就業規則を作成したい他

## \* 経営計画作成支援個別相談会について

### ☆今後、持続化補助金等申請を検討の方は個別相談会へ、要予約！！

- 第7回小規模事業者持続化補助金（一般型）の公募申請（2月4日（金）締切）、第5回低感染リスク型ビジネス枠の公募申請（1月12日（水）締切）を予定されている事業所様は、申請書作成については、早めのご準備をお勧めします。

### ○ 個別相談会の日程

日時：令和3年12月20日（月）、27日（月） 9：00～16：00

令和4年 1月17日（月）、24日（月）、31日（月） 9：00～16：00

場所：大野町商工会館 2階 研修室

## \* 無料法律相談のお知らせ(弁護士相談)

令和3年12月21日(火) 13:00~17:00 OKBふれあい会館  
 令和4年 1月18日(火) 13:00~17:00 OKBふれあい会館

## \* 「国の教育ローン」について

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内(一定の要件に該当する場合450万円)

【金利】 年1.65% 固定金利

※母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(132万円)以内の方は年1.25%

(令和3年12月1日現在)

【ご返済期間】 15年以内

(交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(132万円)以内の方は18年以内)

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】 (公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP(「国の教育ローン」で検索)または教育ローンコールセンター

(0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656)までお問い合わせください。

## \* 各種共済加入について

○商工貯蓄共済制度(岐阜県商工会連合会)

\* 「貯蓄」「融資」「保障」の3つを組み合わせた商工会員の皆様のために作られた制度

○全国商工会会員福祉共済制度(全国商工会連合会)

\* 「けが」「病気」「がん」の補償される福祉共済で商工会員様とその家族・従業員様限定の制度(6才~65才までの方が加入できます)

○中小企業退職金共済制度(勤労者退職金共済機構)

事業主さん 安全・有利・手軽な 国の退職金制度を活用しませんか。

CHU TAI 共 K Y O  
 小企業 退職金 共済制度

詳しくは ホームページをご覧ください。  
 中退共 検索

国の制度だから安心  
 掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税  
 手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単  
 退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

○小規模企業共済制度(中小企業基盤整備機構)

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心安全 国がつくれた  
**小規模企業共済**  
 こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある  
 自分で積み増すには、どんなものがあるの?

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
 詳しくは右記のQRコード又は  
 ホームページからご確認ください。

加入・掛金の支払は  
 ともなウリシク  
 24時間いつでも  
 チャットで可能です

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度  
 小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除  
 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット  
 共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能  
 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止  
 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。